

資料 2 : 松戸市基幹相談支援センター運営業務委託候補者選考基準

松戸市基幹相談支援センター運営業務委託候補者選考基準

1 基本事項

松戸市基幹相談支援センター運営業務を委託する事業者を公募し、選考委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「松戸市基幹相談支援センター委託事業者 評価表」(以下「別紙評価表」という。)に従い、採点を行う。

2 配 点

評価項目に100点を配分し、満点を100点とする。

3 審査点の算出

審査点は、原則として採点者の点数を平均し算出する。

評価項目は、別紙評価表に示す配点に応じて採点する。

4 評価の方法

算出した審査点が最も高い者を事業者として選定する。

審査点が最も高い者が複数ある場合は、選考委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定する。

なお、審査の結果、評価点の5割に満たない応募者については、応募者が1者の場合であっても、受託候補者として選定しない。